

## 里庄町手話言語条例

### 前文

手話は、音声言語と異なる言語であり、手や指、体の動き及び顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。

手話を必要とする人は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するための言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去には手話が言語として認められず、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことから、手話を必要とする人は、必要な情報を十分に得られず、意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であることが明記された。

本町においても、手話を必要とする全ての人が、手話を使って安心して暮らすことができ、障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し、支え合いながら共に暮らせるまちづくりを推進することとし、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的に手話に関する施策を推進することにより、手話を必要とする人があらゆる機会に社会参加でき、全ての町民と共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話に対する理解及びその普及は、手話を必要とする人が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有することを理解し、全ての町民が互いに人格を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

### (町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境の整備を推進するための施策を講ずるものとする。

### (町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- (4) 手話による意思疎通支援に関する施策

(5) その他町長が必要と認める施策

- 2 町は、前項に規定する施策を推進するため、施策推進方針を策定するものとする。
- 3 町は、前項に掲げる施策推進方針の策定に当たっては、手話を必要とする人その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、第1項に規定する施策と町が別に定める障害者に関する計画との整合性を図るものとする。

(災害時の対応)

第7条 町は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第8条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。